

令和2年6月30日改訂（7月1日適用）
令和2年10月8日改訂（10月15日適用）
令和3年1月8日改訂（1月9日適用）
令和3年2月12日改訂（2月13日適用）
令和3年3月19日改訂（3月22日適用）
令和3年4月9日改訂（4月12日適用）
令和3年5月31日改訂（6月1日適用）
令和3年6月20日改訂（6月21日適用）
令和3年7月9日改訂（7月12日適用）
令和3年9月30日改訂（10月1日適用）
令和3年10月22日改訂（10月25日適用）
令和3年10月25日改訂（10月26日適用）
令和4年1月20日改訂（1月21日適用）
令和4年3月18日改訂（3月22日適用）
令和4年5月20日改訂（5月23日適用）
令和5年1月7日改訂（1月7日適用）
令和5年1月30日改訂（1月30日適用）
令和5年3月13日改訂（3月13日適用）

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止における 世田谷文化生活情報センター施設の利用者ガイドライン

本ガイドラインは、国及び東京都の動向や、区の感染防止対策及び感染状況等を踏まえ、世田谷文化生活情報センター施設の利用に当たって、利用者（主催者）及び来場者が遵守すべき事項について定めるものです。利用の申込み及び実際の利用にあたっては、基本的な使用上の注意点に加え、本ガイドラインを必ずご確認ください。

なお、本ガイドラインは、新型コロナウイルス感染症の状況等に応じ、適宜変更するものとします。

1 基本的事項

世田谷文化生活情報センター施設の利用者は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、密閉（換気の悪い密閉空間）・密集（多数が集まる密集場所）・密接（間近で会話や発生をする密接場面）といういわゆる3つの「密」を避け、手洗い・手指消毒・マスクの着用など、感染防止策を遵守して施設を利用するものとします。

2 利用者（主催者）及び来場者が遵守すべき感染防止策

（1）人と人との間隔を空けた利用

人と人が触れ合わない程度の距離を確保してください。

(2) 飲食を伴う利用

飲食を伴う利用については感染防止対策を行ったうえで、利用してください。

(3) 体調不良者等の利用禁止

以下に該当する場合は利用を控えてください。

①体調が良くない場合（発熱や咳、咽頭痛、頭痛などの症状がある場合）

②新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合は、利用を控えてください。

(4) 手洗い・手指消毒・マスクの着用

入室の際は手洗いや手指消毒を行ってください。また、マスクの着用は個人の判断に委ねることを基本とします。

*重症化リスクが高い方については、国や都のマスク着用推奨の基準に照らし、利用時の状況を見て、着用の判断をしてください。

(5) 十分な換気の確保

30分に1回以上、数分間程度、扉の開放を行ってください。ただし、音漏れに配慮してください。

(6) 集合、解散時のエレベーターやロビーの混雑を回避し、十分な距離を保てるようにしてください。なお、貸出終了時刻までに完全退出できるよう、余裕をもって退出準備をしてください。

施設概要

	施設	面積	定員
1	セミナールームA	74 m ²	48名
2	セミナールームB	83 m ²	48名
3	セミナールームAB併合	—	108名
4	ワークショップ室A	189 m ² うちコミュニティキッチン 63m ²	50名
5	ワークショップ室B	145 m ²	50名